

令和6年度

第3回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年8月26日

東松島市農業委員会

令和6年度第3回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年8月26日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第4 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第6 議案第3号 令和6年度全国農業新聞普及計画（案）について

日程第7 議案第4号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	—	3 番	大 山 道 保
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	—	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	菅 井 賢 治	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	佐 藤 祥
13 番	安 住 高 司	14 番	今 野 嘉 彦	15 番	安 部 俊 郎
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2 番	門 馬 宏 之	5 番	三 浦 牧 恵		

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長 : ただいまより、第3回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長 : — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長(佐藤栄宏会長) : それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中14名であります。定足数に達しておりますので、これより第3回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、3番大山道保委員、4番秋本まゆみ委員のお二人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員 : (「異議なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長) : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : (「異議なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長) : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐 : その1、赤井字川前三番159—3 外 計3筆で13,941㎡。転用目的は、店舗及び駐車場・緑地。現在の利用状況は、休耕中。20年間の使用貸借権。令和6年8月1日届出受理。

補足説明として、今年の7月30日に市街化区域に編入されています。用途地域の指定については第2種住居地域が同日付になされています。

以上となります。

○議長(佐藤栄宏会長) : ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員 : (「なし」との声あり)

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 議案の2ページをご覧ください。

その1、赤井字関の内四号364-2 外 計2筆で289㎡。転用目的は、農家住宅敷地。現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転です。位置図は3ページをご覧ください。農地区分は第2種農地。駅から1km以内で、かつ駅周辺が住宅に囲まれた場所であり、許可相当と宮城県と調整しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番齋藤宏樹委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年8月20日。転用目的は、農家住宅の建築。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第5、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

所有権移転及び利用権の賃貸借権設定を上程いたします。

私に係る案件ですので、東松島市農業委員会会議規則の規定により、退席させていただき、議事進行については、安部俊郎会長職務代理者をお願いします。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

その1を事務局から説明願います。

○事務局長： 資料は4ページとなります。公告日は令和6年8月30日となります。

その1、赤井字関の内四号364-9 外 計2筆で646.51㎡。対価は500,000円。利用権の設定は、令和6年9月1日から令和19年2月28日の13年間で、借賃は金納で6,000円です。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 担当委員11番 齋藤宏樹委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年8月20日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、相手方要望。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約2kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻と転作作物の複合経営です。受け手の方が現在所属する法人へ賃借権の設定をする次第です。賃借権設定の受け手理由としては、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約2km。農業経営の内容は、水稻、転作作物の複合経営です。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理者）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。
佐藤栄宏会長、入場願います。

○議長（佐藤栄宏会長）： 安部俊郎会長職務代理者、ありがとうございました。

次に、日程第6 議案第3号 令和6年度全国農業新聞普及計画（案）について、を上程いたします。
事務局より説明願います。

○事務局長： 5ページをお開きください。全国農業新聞につきまして、毎年、年間の計画を立てて、一人でも多くの方に購読していただくように活動をしていくこととなっております。

8月12日、年間計画の素案作成。本日8月26日、定例総会において年間計画案の提出。10月28日の合同会議において、農業委員及び農地利用最適化推進委員に普及推進依頼。11～翌年2月に戸別訪問等による普及活動。1月27日の定例総会にて、進捗状況確認し、最終的に3月25日の定例総会において、今年度の普及部数の報告を行う計画案となっております。

全国農業新聞から宮城県農業会議を通じて、目標として1委員あたりお一人の新規購読者を確保していただきたいと要望がございます。購読希望者の情報を事務局へお願いいたします。申し込み等手続きや説明は事務局の方でいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。令和6年度全国農業新聞普及計画（案）について、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、令和6年度全国農業新聞普及計画（案）について、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第7 議案第4号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、を上程いたします。

7月に開催された合同会議において、事務局より一度説明をしていますので、今回は変更点のみ事務局から説明をいただきます。

○事務局長： 全体として1から5まで項目がありますが、1から4までは前回と変更がございませんので説明を省略いたします。

11ページの中段「また、国及び宮城県において講じられる～」以降について、変更点がございます。

前回の合同会議の場において邊見推進委員から、国で設定している目標が農業者にとって分かりにくいという意見がありました。目標値を数値化し明確にするよう追及してほしいとの要望がございました。

また、複数委員から、国からの補助事業に対して、以前であれば規模拡大するといった要件のみで採択されたものが、昨今は複数の目標を定めた計画を策定し、書類等を作成したものの、評価による採択判断のため、採択に至らず支援を受けられない案件もあり、計画の立案や申請の内容の精査について、指導助言等を強力にお願いしたい旨、意見がございました。

以上のことから、追加分を反映するため項目を3つに分割して作成しました。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○安部俊郎会長職務代理者： 担当課内の人員の増強、人を増やしていただきたい。（3）に追加していただきたい。

○事務局長： それでは、最後の一文へ「人員の増加、専門知識を有した職員の配置等の体制の強化をはかった上で、さらなる支援充実～」の意味合いを含めた文言として修正をしたいと思います。

○議長（佐藤栄宏会長）： 他に、ご質問ございませんか。

質問ないようですので、今追加した修正案を含めた形で原案のとおり、採決することにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、原案のとおり承認することに決定します。事務局でも、修正お願いします。

○事務局長： 修正した農地等利用最適化推進施策に関する意見書は、9月4日に会長及び会長職務代理者から市長へ提出予定であります。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第3回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時58分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和6年8月26日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 3番 大山 道保

署名委員 4番 秋本 まゆみ

